

本書を利用される皆様へ

1. この年報は、統計法(昭和22年法律第18号)第2条による指定統計第6号「港湾調査」として、同法第3条第2項の規定により定められた港湾調査規則(昭和26年運輸省令第13号)に則り、平成13年1月から同年12月までの1年間に相馬港に入港した船舶、海上出入貨物及び港湾施設の利用状況について調査した結果をまとめたものです。
2. 入港船舶は、積載貨物、乗客の有無にかかわらず、総トン数5トン以上の入港船舶（調査水域に入った船舶）について調査しています。
3. 海上出入貨物は、港湾調査規則による品種換算表をもって算出し、原則として「フレート・トン」により調査しています。すなわち、容積は $1.133m^3$ (40立方フィート)、重量は1,000kgをもって1トンとし、容積又は重量のいずれか大なる方をもって計算（小数点以下は1位を四捨五入）しています。ただし、商慣習に従っている貨物は、その慣習に従って計算されており、例えば、油類は1,000ℓ、原木は $0.853m^3$ (3石)を1トンとしています。
4. 外国貿易(輸出・輸入)貨物とは、直接外国の港と取引のあった出入貨物のことで、国内の他の港湾で積換えて外国の港へ輸送されるもの又は国内の港を経由（陸揚されたもの又は通関手続をしたもの）して外国から輸送してきたものは内国(移出・移入)貨物としています。
5. 品種分類は、「港湾調査の調査票記入要領（平成11年12月運輸省運輸政策局情報管理部）」に別表の品種分類表により行い、大分類9品種、さらに中分類81品種に分類しています。
6. 本書についてのお問い合わせは、
福島県相馬港湾建設事務所総務課港営係まで御連絡ください。
〔〒976-0021 福島県相馬市原釜字大津186番地の1 電話0244-38-8332（直通）〕

お願い

本書から抜粋又は新たに資料を作成して利用される場合には、「平成13年相馬港統計年報から抜粋（又は作成）」と資料に明記くださるようお願いします。